



被扶養者用

- 資格を喪失した場合のPep Upの利用について
2～3ページ
- 被扶養者から被保険者に異動した場合の注意事項
4～5ページ
- 資格喪失後、再び被扶養者として認定された場合の
Pep Upの取り扱いについて
6ページ

■ 資格を喪失した場合のPep Upの利用について

| 資格を喪失した場合 | Pep Upの利用について | 参照ページ |
|---|--|-------|
| 就職や収入増加等理由により被扶養者から抜けた場合（当健保組合の被保険者になる場合を除く） | 資格喪失日から90日間はそのまま利用できますが、91日後から当健保のコンテンツは利用できません。 | P3 |
| 被扶養者から当健保組合の被保険者になる | <p>これまで使用していたアカウントは、資格喪失日から90日間はそのまま利用できますが、91日後から当健保のコンテンツは利用できません。</p> <p>被保険者として新しくIDが発行されますので再登録をお願いします。</p> <p>ただし、情報の引継ぎができないので被扶養者の時に持っていたPep ポイントは90日以内に使用しないと失効してしまいます。ご注意ください。</p> | P4～5 |
| 被保険者が退職後し当健保組合の任意継続被保険者になり、被扶養者も一緒に任意継続被保険者となる | そのままご利用いただけます。 | |
| 被保険者が定年退職後に再雇用（同時得喪）し被扶養者も引き続き、被扶養者となる | そのままご利用いただけます。 | |
| 被保険者が当健保組合内の他の事業所へ異動し被扶養者も一緒に異動する (信用金庫→関連会社、関連会社→信用金庫などへの異動の場合) | そのままご利用いただけます。 | |

脱退されても、以下については、継続して利用することができます。

- ① **P e p U p主催**の「ふれんどウォーク」やキャンペーンへの参加・ポイント取得
- ② 「アクティビティ（ゴルフやヨガの予約など）」の利用・ポイント取得
- ③ 健康記事の閲覧・ポイント取得
- ④ 保有されている上記①②③で付与されたポイントの利用
- ⑤ 「日々の記録」の利用
 - * 上記①②③以外で過去に付与されたポイントは、資格失効日から91日後に失効します。
 - * ポイント取得対象サービスは予告なく変更されることがあります。

以下については、**利用できなくなります!!**

- ① 当健保組合からの通知
- ② **当健保組合主催**のイベント（しんきんけんぽウォーキングチャレンジ・やることチャレンジ）の参加
- ③ 「わたしの健康状態」の更新、健診結果改善チャレンジ
- ④ ジェネリック通知・医療費通知の閲覧
- ⑤ 当健保組合在籍時に付与されたポイントの利用
 - * 資格喪失日から90日間は失効前と同様に利用できます。
 - * 過去に付与されたポイントは、資格喪失日から91日後に失効します。

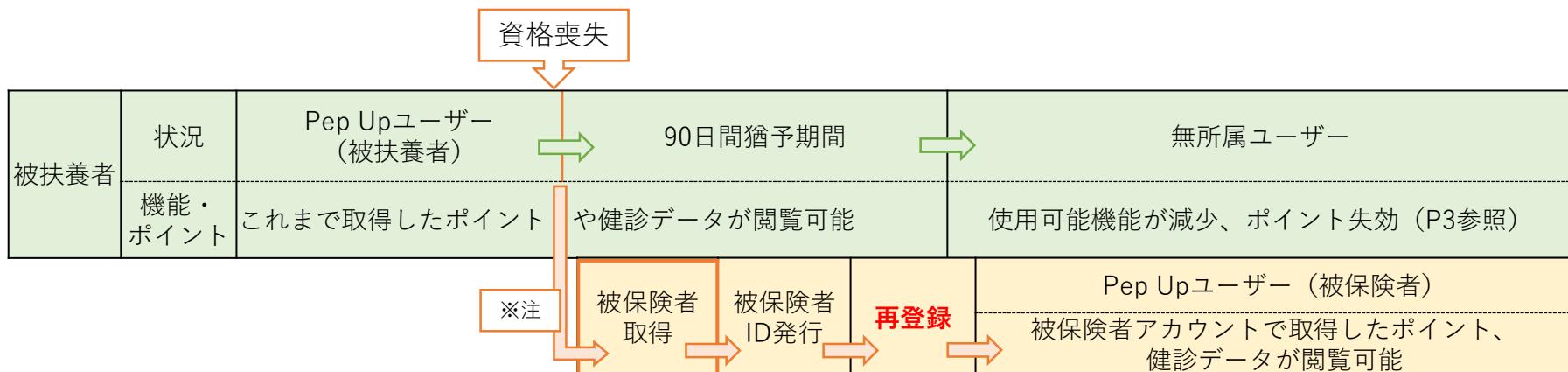
ポイント利用希望者は、90日以内に利用（交換）してください。

被扶養者から被保険者に異動した場合の注意事項①

被扶養者から当健保組合の被保険者となる場合、これまで使用していたアカウントは、被扶養者資格喪失日から90日間はそのまま利用できますが、91日後から当健保のコンテンツは利用できません。

被保険者として新しくIDが発行されますので**再登録**をお願いします。

再登録を行うにあたり、**下記注意事項**を必ずご確認ください。被保険者から被扶養者となる場合も同様の取扱いとなります。



※注 ただし、被保険者取得の時期とID発行の処理のタイミングにより無所属ユーザーとなる期間が発生することがあります。 (P5例参照)

再登録を行う際の注意事項

- 再登録を行っても、健診結果等の情報は引き継がれませんのでご承知おきください。
- 被扶養者のアカウントで貯めていたポイントは90日経過後に失効します。失効前に商品と交換するようにして下さい。
- 再登録する際、同一メールアドレスは使用できません。別のアドレスをご用意ください。

被扶養者から被保険者に異動した場合の注意事項②

Pep Up登録のためのID通知物は、発行される時期（4月、9月の年に2回）までお待ちください。資格取得時期とID発行処理のタイミングにより、無所属ユーザーとなる場合があります。その場合、一定期間は当健保組合のコンテンツが使用できなくなりますのでご了承ください。

被保険者として新しくIDが発行され、再登録をしますと当健保組合のコンテンツ全て使用できるようになります。

| 例 | 時期 | 動き | 状態 | コンテンツ |
|---|-------|-------------------|-----------------------|-----------------------------------|
| | ～3月末 | 被扶養者 | 被扶養者Pep Upユーザー | 全て使用可 |
| | 4月1日～ | 喪失し被保険者となる | 90日猶予期間 | 全て使用可 |
| | ～6月末 | | | |
| | 7月～ | | 無所属ユーザー | 制限有り (当健保組合のコンテンツ使用不可) P3参照 |
| | 8月末 | 被保険者としての IDを発行 | | |
| | 9月以降 | 再登録 | 被保険者Pep Upユーザー | 全て使用可 |

再登録を行う際の注意事項

- 再登録を行っても、健診結果等の情報は引き継がれませんのでご承知おきください。
- 被扶養者のアカウントで貯めていたポイントは90日経過後に失効します。失効前に商品と交換するようにして下さい。
- 再登録する際、同一メールアドレスは使用できません。別のアドレスをご用意ください。

■ 資格喪失後、再び被扶養者として認定された場合のPep Upの取り扱いについて

